

労働紛争自主解決支援セミナー

岐阜労働局に寄せられた民事上の労働紛争に関する相談件数は、平成26年度4,361件、平成27年度4,098件と近年高止まり傾向にあります。相談内容を見てみますと、「いじめ・嫌がらせ」に関するものが最も高い割合を占め、以下「自己都合退職」、「解雇」、「その他の労働条件」、「労働条件引下げ」と続いており、個別労働紛争解決制度での「助言・指導」「あっせん」はもとより裁判に訴えるというケースも認められます。このような現状を踏まえ、労働紛争の未然防止に向け企業の労務担当者などを対象としました労働紛争自主解決支援セミナーを開催いたします。

セミナーでは、各種ハラスメント事案を中心に労働紛争が発生している現状について説明を行うとともに、平成29年1月より事業主に義務付けられる妊娠・出産などに関するハラスメントいわゆる「マタハラ」の防止措置の概要説明、さらに個別労働紛争解決制度の事例を振り返り「なぜ労働トラブルを早期に解決した方がいいのか」について、岐阜労働局の労働紛争担当者から説明いたします。

企業における労働紛争を未然に防止するためにも、是非本セミナーに参加いただきますようご案内申し上げます。

日時 / 平成29年1月27日(金) 13:30～15:30

会場 / 岐阜合同庁舎 (岐阜市金竜町5丁目13番地)
5階共用第1会議室

受講料 / 無料

定員 / 75名

内容 / 1 労働紛争はこうして起こる～ハラスメント事案を中心に～

— 岐阜労働局雇用環境・均等室 雇用環境改善・均等推進監理官

2 マタハラトラブルをなくすために～防止対策はお済みですか～

— 岐阜労働局雇用環境・均等室 指導第一係長

3 労働トラブルはなぜ早期に解決したほうがいいのか
「労働トラブルの未然防止と早期解決の必要性」

— 岐阜労働局雇用環境・均等室 労働紛争調整官

主催 / 岐阜労働局

公益社団法人 岐阜県労働基準協会連合会

【お申込方法】

本用紙裏面の申込書にご記入の上、平成29年1月20日までに岐阜労働局雇用環境・均等室へファクシミリによりお申込みください。

裏面

岐阜労働局雇用環境・均等室 行

FAX

058-245-7055



参加申込書

【お申込方法】

下記申込書にご記入の上、平成29年1月20日までに
岐阜労働局雇用環境・均等室へファクシミリによりお申込みください。

※お申込の際にご記入いただいた個人情報につきましては、
厳密に管理し出欠席の確認及び同種のセミナー等のご案内
以外には使用いたしません。

会社名			
所在地			
TEL		FAX	
参加者氏名		部署	役職

岐阜合同庁舎 交通アクセス

< 所在地 >

〒500-8723

岐阜県岐阜市金竜町5丁目13番地

※駐車場のスペースに限りがありますので、
できる限り公共交通機関をご利用ください。

